計画の策定について (第1章)

計画策定の背景、趣旨

地域における福祉課題の多様化・複雑化が進む一方、地域福祉の担い手不足、地域コミュニティのつながりが弱まっていることから、「自助」「互助」「共助」「公助」の支援体制を整理し、地域の生活課題の解決に取り組む必要がある。

本計画は、地域共生社会の実現に向け、これまでの地域福祉の取組 状況や近年の社会情勢の変化及び法改正の内容等を踏まえ、第2期矢 巾町地域福祉計画の内容の見直しを図る。

計画の位置づけ

社会福祉法第 107 条に規定される「市町村地域福祉計画」であり、「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「障がい者プラン及び障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「成年後見制度利用促進基本計画」の上位計画にあたる。

また、同法 106 条の5に規定される「重層的支援体制整備事業実施計画」を内包する。

計画の期間

令和6年度から令和9年度までの4か年

計画策定の体制

- ・矢巾町地域福祉推進審議会の設置・地域福祉ニーズ調査の実施
- ・意見公募(パブリックコメント)の実施

矢巾町の現状ついて (第2章)

統計資料による矢巾町の現状(概要)

町の総人口は、平成20年以降減少傾向にあり、今後令和10年頃にかけて増加するものの、以降は再びなだらかに減少する見込み。

高齢化率は、県内他市町村と比較すると低い水準を保っているものの、上昇傾向にあり26.3%(令和2年)となった。高齢化率の上昇に伴い、要支援者・要介護高齢者も増加傾向にあり1,290人(令和5年)となっている。

地域福祉ニーズ調査の結果(概要)

第2期計画の評価指標及び福祉ニーズを把握する目的として、無作為に抽出した町民2,000人を対象に郵送によるアンケート調査を実施。 (回答率33.1%)。

調査結果において、「相談窓口」について、周知の充実や必要に応じて他の相談窓口へつなぐ体制の強化を望む声のほか、「地域活動」について、参加の障壁となっている理由などを把握することができた。

施策について(第3~6章)

基本理念

基本目標(施策の方向性を含む)

- 1 人づくり~地域を支えるひとの育成~
- 2 仕組みづくり~支援につながる・つなげる仕組みの展開~
- 3 まちづくり~誰もが活躍できる地域の構築~

重点取組事項

- 1 重層的な相談支援体制の強化
- 2 地域におけるつながり・支え合いの基盤づくり
- 3 防災を通じた地域の見守り・支え合いの促進

重層的支援体制整備事業

既存の分野別の相談支援等の取り組みを活かしつつ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する。

第3期計画の評価指標について

	指標	現状値	目標値
指標 1	福祉施策全般を「充実している」 と感じている方の割合	28. 4%	50.0%
指標2	地域活動に参加したことがある 方の割合	59. 1%	60.0%
指標3	災害時避難行動要支援者に係る 個人情報提供同意率	32. 2%	50.0%
指標4	受理した相談の終結率	78. 7%	80.0%
指標5	自分の困りごとについて、誰か に相談している人の割合	34. 4%	50.0%

計画の推進について

本計画の考え方や取り組み等について、周知・啓発に努めるとともに、関係機関・団体との連携強化を図りながら地域福祉活動の拡大を図る。

また、計画の進捗状況については、矢巾町地域福祉推進審議会及び重層的支援体制整備事業推進会議において、定期的に点検・評価を行うとともに、国の福祉施策の動向や地域の状況等を踏まえ必要な見直しを行う。